

移住支援金で東京圏からのUターン・Iターンを応援！

就職・転職、
起業等で
移住する
皆様へ

山形県への移住・就職・起業で 最大100万円＋αを支給！

移住支援金制度とは？

東京圏から山形県内の中小企業等に就職、起業、テレワーク又は関係人口として移住した世帯に対して**最大100万円＋α**を支給する制度です。

※単身者は**60万円**の支給となります ※18歳未満の世帯員一人当たり**最大100万円**が加算されます

《移住元での要件》

- 移住前、東京23区内に在住、または東京23区内に通勤
通勤の場合は、東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)のうち条件不利地域以外の地域に在住
- 上記期間が直近1年以上、かつ、過去10年のうち通算5年以上
※ 23区内の大学等へ通学し、23区内の企業へ就業した場合、通学期間も対象期間に加算可能

《移住先での要件》 以下の①～⑤のいずれかを満たすこと

- ① マッチングサイト「JOB山形」に掲載されている求人に応募して就業すること
- ② 起業支援金(やまがたチャレンジ応援事業)の交付決定を受けること
- ③ プロフェッショナル人材事業等により専門人材として県内企業に就業すること
- ④ 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務をテレワークで引き続き行うこと
- ⑤ 市町村が個別に定める本事業における関係人口と認める場合

《移住支援金受給までの流れ》

※ 移住後1年以内
市町村によって異なります

【移住前】市町村へのお問合せ

就職

マッチングサイト掲載の求人に応募

就職

専門人材(内閣府事業)の求人に応募

就職

テレワーク
関係人口

関係人口・テレワークに該当

起業

起業支援金(やまがたチャレンジ創業応援事業)に応募
令和7年5月9日～令和7年6月20日

決定
交付

市町村へ移住支援金の申請

※

移住支援金の受給

お問合せ先

- (1) 移住支援金の申請：移住先の市町村窓口 連絡先はこちら →
- (2) 移住全般：やまがた暮らし・しごとサポートセンター(東京交通会館内) ☎ 03-6269-9533
くらすべ山形(ふるさと山形移住・定住推進センター/山形県村山総合支庁内) ☎ 023-687-0777
- (3) 移住支援金制度：山形県移住定住・地域活力拡大課(山形県庁) ☎ 023-630-2234
- (4) 起業支援金制度：山形県産業創造振興課スタートアップ推進室(山形県庁) ☎ 023-630-2708



山形県移住支援事業の概要

1 支給金額

2人以上の世帯での移住の場合… **100万円** / 単身での移住の場合… **60万円**
※18歳未満の世帯員がいる場合、18歳未満一人当たり最大100万円が加算されます。

2 支援対象者の要件

次の要件全てに該当する方が対象となります。

【移住元に関する要件】

- ◆ 住民票を移す直前の1年以上、かつ10年間のうち通算5年以上

東京23区内に在住

又は

東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤（※）

- ※ 雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。
※ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
※ 23区内の大学等へ通学し、23区内の企業へ就業した場合、通学期間も対象期間に加算可能。



【移住先に関する要件】

- ◆ 山形県内に移住し、申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること。



【就業等に関する要件】

- ◆ 以下の①～⑤のいずれかを満たすこと。

① マッチングサイトに掲載されている求人に応募して就業すること

- ・ 週20時間以上の無期雇用契約により就業し、申請日から5年以上継続勤務する意思を有すること。
- ・ マッチングサイト掲載後に求人に応募すること。
- ・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※ 詳細は、山形県移住支援金対象求人サイトをご覧ください。→

Jōō山形 移住支援金



② 起業支援金（やまがたチャレンジ創業応援事業）の交付決定を受けること

- ・ やまがたチャレンジ創業応援事業のUIターン型の交付決定を受けること。
- ・ 交付決定を受けたものが令和7年4月1日から同年12月31日までに起業していること。

③ 専門人材として就業すること

- ・ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業により県内企業に就業すること。
- ・ 週20時間以上の無期雇用契約により就業し、申請日から5年以上継続勤務する意思を有すること。
- ・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

④ テレワークにより移住元での所属先企業等の業務を引き続き行うこと

- ・ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住すること。
- ・ 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務をテレワークで引き続き行うこと。

Jōō山形 移住支援金



⑤ 関係人口として移住すること

- ・ 移住先の市町村や地域の人々と関わりを有する（「関係人口」である）こと。
- ・ 市町村が個別に本事業における関係人口と認めること。

※ 関係人口については、市町村によって取扱いが異なるため、各市町村にお問合せください。